

# 大阪大学法学会会則

(目的)

第一条 大阪大学法学会（英文表記 The Law Association of Osaka University）は、法学政治学の領域における会員相互の学術研究交流を促進するとともに、併せて大阪大学法学部、大学院法学研究科及び大学院高等司法研究科における研究教育を支援することにより、法学政治学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第二条 大阪大学法学会（以下、本会という。）は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 「阪大法学」及び法学政治学に関する研究叢書等の刊行
- 二 法学会大会の開催
- 三 講演会及び研究会の開催
- 四 大阪大学法学部、大学院法学研究科及び大学院高等司法研究科の行う事業に対する援助
- 五 その他、第四条に定める評議員会（以下、評議員会という。）において承認した事業

(会員等)

第三条 本会は、次に掲げる者を会員とする。

- 一 大阪大学大学院法学研究科又は大学院高等司法研究科の専任教員
- 二 大阪大学大学院法学研究科又は大学院高等司法研究科の兼任教員であつて、評議員会において会員とすることを承認した者
- 三 大阪大学法学部、大学院法学研究科又は大学院高等司法研究科の学生及び卒業生（次項に定める会費を納めた者に限る。）

四 その他、特に評議員会において会員とすることを承認した者

2 会員は、評議員会の定めるところにより、会費を納めなければならない。

3 本会は、次に掲げる者を名誉会員とする。

- 一 大阪大学大学院法学研究科又は大学院高等司法研究科に専任教員として所属した経歴を有し、かつ、大阪大学名誉教授の称号を授与された者

二 その他、評議員会において名誉会員とすることを承認した者

4 会員及び名誉会員は、法学会大会のほか、本会の行う講演会、研究会その他の事業に参加することができる。

(評議員会)

第四条 本会に、意思決定機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、次に掲げる者を評議員とする。

一 前条第一項第一号及び第二号に掲げた者

二 その他、特に評議員会において評議員とすることを承認した者

3 評議員会は評議員長を互選し、評議員長は本会を代表する。なお、評議員長の任期は、これを定めなければならないものとする。

4 本会の予算及び決算並びに本会の所有する財産の処分については、評議員会の承認を得なければならない。

(運営委員会)

第五条 評議員会に、日常の会務の執行に当たる機関として、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次条第一号から第三号に掲げる委員で構成する。

3 運営委員会は運営委員長を互選し、運営委員長は運営委員会を統括する。

(各種委員)

第六条 評議員会は、次に掲げる委員を互選する。なお、委員の任期は二年とし、原則として再任を認めないものとする。

一 編集委員（「阪大法学」の編集を担当） 若干名

二 企画委員（本会の行う事業の企画を担当） 若干名

三 会計委員（本会の会計を担当） 若干名

四 監査委員（本会の会計及び会務の執行に関する監査を担当） 若干名

(事務所)

第七条 本会の事務所は、大阪府豊中市待兼山町一番六号 大阪大学大学院法学研究科内に置く。

(改正)

第八条 本会の会則を改正するには、評議員の過半数の賛成をもって、評議員会でこれを承認しなければならない。

附則

この改正は、平成九年一月一日から施行する。

この改正は、平成十三年九月二十七日から施行する。

この改正は、平成一六年四月一日から施行する。

この改正は、平成二四年六月一五日から施行する。

この改正は、令和三年四月一五日から施行する。

この改正は、令和四年四月一四日から施行する。